

# 伊 勢 市 公 報

第 195 号  
平成 25 年 12 月 20 日  
金 曜 日

## 目 次

	頁
<b>告 示</b>	
伊勢市議会定例会の招集について	2
<b>教育委員会告示</b>	
教育委員会会議の招集について	3
<b>選挙管理委員会告示</b>	
永久選挙人名簿関係 ・ 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数、6 分の 1 の数及び 3 分の 1 の数について	4
<b>上下水道告示</b>	
流域関連公共下水道の供用開始について	5
伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	6
<b>公 告</b>	
農用地利用集積計画について	7
犬の抑留について	8
伊勢市地域農業の振興に関する計画の変更に係る案の縦覧について	9
犬の抑留について	11
公示送達	12
<b>上下水道公告</b>	
公共下水道事業受益者負担金の平成 26 年度賦課対象区域について	13

伊勢市告示第 102 号

伊勢市議会定例会を次のとおり招集します。

平成 25 年 12 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 平成 25 年 12 月 9 日 ( 月 ) 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場

伊勢市教育委員会告示第 10 号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成 25 年 12 月 12 日

伊勢市教育委員会  
委員長 中 居 信 明

記

- 1 日 時 平成 25 年 12 月 24 日（火）午後 7 時
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2 階 第 1・2 会議室
- 3 会議に付する事件
  - 発議第 1 号 委員長選挙について
  - 発議第 2 号 委員長職務代理者の指定について
  - 発議第 3 号 教育長の任命について

\* 発議第 1 号～第 3 号は人事に関する事件につき、非公開になると見込まれます。

伊勢市選挙管理委員会告示第 86 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

平成 25 年 12 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

記

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び同法第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

2,157 人

- 2 市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条第 11 項、同法第 5 条第 15 項及び同法第 61 条第 11 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

17,969 人

- 3 地方自治法第 76 条第 1 項、同法第 80 条第 1 項、同法第 81 条第 1 項及び同法第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

35,937 人

（参考）永久選挙人名簿登録者総数 107,809 人

## 伊勢市上下水道事業告示第 32 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、平成 25 年 12 月 13 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口にて備え置いて、一般の縦覧に供します。

平成 25 年 12 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日  
平成 26 年 1 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域  
浦口 1 丁目、常磐 1 丁目、常磐 2 丁目、中島 1 丁目及び宮町 1 丁目の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 伊勢市大湊町 1126 番地  
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式

伊勢市上下水道事業告示第 33 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 2 号)第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 25 年 12 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
373	出崎工務店	伊勢市常磐 1 丁目 11 番 5 号	平成 25 年 12 月 13 日
374	大和工業	松阪市嬉野中川町 590 番地 5	平成 25 年 12 月 13 日

伊勢市公告第 73 号

農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 25 年 12 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

## 伊勢市公告第 74 号

### 犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法(昭和 25 年法律第 247 号)第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 25 年 12 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

#### 1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	勢田町	雑種	薄茶	雄	中	91 日 以上	首輪あり

2 抑留した日 平成 25 年 11 月 29 日

3 抑留期限 平成 25 年 12 月 6 日

#### 4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課(電話 0596-21-5541)

伊勢保健所 衛生指導課(電話 0596-27-5151)



伊勢市公告第 75 号

伊勢市地域農業の振興に関する計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和 44 年農林省令第 45 号）第 4 条の 4 第 1 項第 27 号の口の規定により公告し、当該計画の変更案をその公告の日から 30 日間縦覧に供します。

本市に住所を有する者は、当該計画の変更案に対し意見があるときは、縦覧期間満了日までに市に意見書を提出することができます。

平成 25 年 12 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 伊勢市地域農業の振興に関する計画の変更案の縦覧期間  
自 平成 25 年 12 月 6 日  
至 平成 26 年 1 月 6 日
  
- 2 伊勢市地域農業の振興に関する計画の変更案の縦覧場所及び意見書の提出先

伊勢市産業観光部 農林水産課 御園総合支所 1 階

郵送 〒516-8501

伊勢市御園町長屋 1221 番地 伊勢市役所 農林水産課

T E L 0596 - 22 - 0370

F A X 0596 - 21 - 5605

電子メール [nourin@city.ise.mie.jp](mailto:nourin@city.ise.mie.jp)

### 3 意見書の提出方法、提出に当たっての留意事項

意見書は、提出先に直接持参するか、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

意見の要旨並びに住所、氏名及び電話番号（法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を明記してください。

## 伊勢市公告第 76 号

### 犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法(昭和 25 年法律第 247 号)第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 25 年 12 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

#### 1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	通町	シェルティ	黒白 茶	雄	中	91 日 以上	首輪あり

2 抑留した日 平成 25 年 12 月 4 日

3 抑留期限 平成 25 年 12 月 11 日

#### 4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課(電話 0596-21-5541)

伊勢保健所 衛生指導課(電話 0596-27-5151)

伊勢市公告第 77 号

公 示 送 達

下記の者の平成 25 年度介護保険料納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、健康福祉部介護保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 25 年 12 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

氏 名	住 所	被保険者番号
照井 勝子	御園町高向 588 番地 1 コーポ飛鳥 103	0300465424
H V A S S S V E N D M I C H A E L	中島 2 丁目 22 番 19 号	0300465614
勝山 豊	小俣町明野 1310 番地 インシエーメ 106 号	0300463148

## 伊勢市上下水道事業公告第 4 号

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 177 号) 第 5 条の規定により、次のとおり公共下水道事業受益者負担金の平成 26 年度賦課対象区域を定めたので公告します。

平成 25 年 12 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 平成 26 年度賦課対象区域

#### いせ第 3 負担区

岡本 1 丁目、岡本 2 丁目、岡本 3 丁目、一之木 4 丁目、一之木 5 丁目、  
宮町 1 丁目、常磐 1 丁目、常磐 2 丁目、浦口 1 丁目、浦口 2 丁目、  
二俣 1 丁目、中島 1 丁目、宮川 1 丁目、小木町、田尻町、勢田町及び  
藤里町の各一部